

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月30日（水）午後2時00分から午後2時40分

2. 開催場所 八代市役所 3階301会議室・302会議室

3. 出席委員（17人）

松本吉充
萩本一浩
鞍本敏男
有馬日夫
笹岡健一
矢鉾次義
湯野和也
内田孝光
木村秀子
橋本一郎
平野英明
宮本光次郎
上原誠
本田友治
吉永安圭美
黒田浩一郎
湯治裕子

4. 欠席委員

松田浩一郎
松田林一

5. 出席推進委員（26人）

吉田和功
本田あゆ子
廣瀬範明
齊藤光幸
中西千代志
井戸繁夫
益田知明
森本健
澤野豊美
川上貴博
山崎嘉智
石田雄一
西田ちみ子
有村敏之
瀬本浩和

杉山秀治
槌田浩二
久保田幸男
草原光雄
宮崎修
村田裕之
緒方道弘
今村初幸
金水光
宮山卓也
岩村広人

6. 議事日程

- | | | |
|----|-------|--------------------|
| 第1 | 議案第1号 | 農地法第3条（委員会）について |
| 第2 | 議案第2号 | 農地法第4条（知事）について |
| 第3 | 議案第3号 | 農地法第5条（知事）について |
| 第4 | 議案第4号 | 農用地利用集積等促進計画について |
| 第5 | 議案第5号 | 非農地証明願について |
| 第6 | 議案第6号 | 農地利用最適化推進委員の辞職について |

7. 農業委員会事務局職員

局長	柿本	光明
係長	井上	真由美
主幹	小山	貴晴
参事	橋本	周斉
参事	泉	正裕
主事	斉藤	明日香

8. 会議の概要

事務局長	総会の開催に関し、注意事項を申し上げます。 ご発言につきましては、会場の正面に設置しております演台の場所にて発言をお願いします。総会時間の短縮や議事録作成の観点から、簡潔明瞭なご発言をお願いします。 それでは、ただいまから4月の総会を開会したいと思います。 本日は、松田浩一郎委員、松田林一委員から欠席の連絡が入っております。本日の出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。よろしくお願いいたします。
議長	皆さん、こんにちは。

それでは、4月の農業委員会総会を始めます。総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。最初に、本日の議事録署名委員を指名します。

19番 内田孝光委員、3番 宮本光次郎委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議案1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書1ページから2ページのとおり付議いたします。

今月の所有権移転申請は、売買による取得が2件、贈与による取得が3件、交換が2件ありました。地目は、田 5,400平方メートル、畑 153平方メートル、計 5,553平方メートルです。内容につきましては、議案書記載どおりです。

これらは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします

1番、八千把。

推進委員

八千把の中面です。申請番号1番について説明します。申請地は古閑下町の○○○より南へ△△△メートルの場所で、現況は耕作放棄地で木が生い茂っている農地です。相手方の要望により自作地の隣地を受贈して果樹畑として利用したいとのこと。事務局より、伐採を行い、きちんと果樹畑として利用できるのかとご指摘がありましたので、聞き取り調査をしたところ、伐採する旨の意思が確認できました。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長

2番、松高。

推進委員

松高地区担当の井戸です。申請番号2番について説明します。4月3日に職員2名、鞍本委員と現地視察及び聞き取り調査を行いました。申請地は○○、臨港線より○○○メートル程の場所で農振地です。また、受人の会社の北側の隣接地でもあります。渡人は高齢で耕作できない状況です。受人は建設業を営んでいますが、渡人からの要望により、農地を取得して水稻を栽培するということです。聞き取り調査を行ったところ、受人は農業経験はありませんが、実家が農家で、農業経験が豊

富な従業員が3名おり、農機具もあるとのこと。また、栽培した水稻は、自家消費したいとのこと。営農意欲を感じられ、農地保全の観点からも、特に問題はないかと思います。ご審議方よろしくお願いします。

議長

3番、龍峯

推進委員

3番の案件を説明いたします。先日、笹岡委員と現地へ行って確認してまいりました。場所は〇〇〇〇〇〇線の〇〇〇〇と交わったところで〇側にあたります。渡人は、長い間営農してないということで、受人と話がつきまして、受人が露地野菜並びに複数の果樹を栽培したいということです。何ら問題ないと思います。ご審議お願いいたします。

議長

4番、金剛。

推進委員

金剛区担当の西田です。申請番号4番についてご説明します。4月29日、内田委員と石田委員と現地確認してきました。場所は〇〇〇〇〇〇より〇〇〇メートルほど東にいったところにあります。現在、農地は耕作放棄地となっています。出し手と受け手は親族であり、出し手は距離が遠いため、農地に近い受け手に譲渡するものであります。受け手に確認したところ、農地を整備し、今年中には作物を作れるようにしたいとのこと。遊休農地の解消にもなるので、何ら問題ないと考えます。ご審議方よろしくお願いします。

議長

5番、千丁。

推進委員

千丁地区担当の久保田です。申請番号5番と6番は農地の交換ですので合わせて説明いたします。4月24日、上原委員ほか3名で申請地の確認を行いました。両申請地は、お互いが耕作している農地の隣接地であることから交換することとなりました。お互いの農地の集約化になりますので、何ら問題ないと思います。ご審議方よろしくお願いします

議長

7番、鏡。

推進委員

鏡地区担当の緒方です。申請番号7番について説明します。4月21日、吉永委員と申請地の確認を行いました。譲り渡し人は高齢により耕作管理が困難になるので、子に贈与したいとのこと。受人は、定年退職後、露地栽培を行っていません。現地を確認したところ、綺麗に作付けしてあり、問題はないと思います。御審

議長

議方よろしく申し上げます。

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることと致します。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、議案書3ページから4ページのとおり付議いたします。今月の申請は5件で、その内容は、議案書記載のとおりです。それでは、農地転用許可の立地基準について説明いたします。

1番と2番の案件は、おおむね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。また、2番につきましては、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。3番の案件は、農振農用地区域内にある農地に区分されますが、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途（農業用施設用地）に供するために行われるものであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。4番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。5番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地はなく、許可は可能と判断しました。

次に、一般基準について説明いたします。農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないこと、などから、すべての案件が、許可は可能と判断いたしました。

それでは、ご審議方よろしく願いいたします。

ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明

	をお願いします。
議長	1 番、昭和。
推進委員	昭和担当の齊藤です。申請番号 1 番について説明します。申請者は現在、トマトを中心に営農されております。実家に住んでいますが、子供の成長に伴い住まいが手狭になり、令和 6 年 5 月総会の 3 条許可で取得した農地を分筆し、個人住宅を建築する案件になります。なお、住宅以外の部分は、農地として利用されます。ご審議方よろしく願いいたします。
議長	2 番、太田郷。
推進委員	太田郷地区担当の益田です。申請番号 2 番から 3 番について説明します。4 月 2 2 日、有馬委員と現地確認を行いました。申請番号 2 番は、〇〇〇〇〇〇より北東約△km先に位置します。転用目的は、申請人の祖父が昭和△△年に住宅を建築し、現在申請人が居住しています。無断転用と判明し、今回の申請に至りました。なお、始末書が添付されています。続けて申請番号 3 番について説明します。場所は〇〇〇〇〇〇〇より北東に約△km先にあります。転用の目的は、農業用道路及び農機具資材置き場として申請しました。周辺農地への排水等に影響はないと思います。なお、無断転用のため、始末書が添付されています。以上 2 つの案件に対して、地元の担当として何ら問題はないと思います。ご審議方よろしく願いします。
議長	4 番、植柳。
推進委員	植柳・麦島地区担当の川上です。4 番について説明します。4 月 2 2 日、矢鉾農業委員と申請地の確認を行ないました。申請地は△△年前に借家一棟を建築し、利用されており、周辺に農地はなく、何ら問題ないと考えています。地目が、畑のままであり、申請者が農地法について十分に理解しておらず、農地転用の手続きをしていなかったそうです。始末書が添付されています。ご審議方よろしく願いします。
議長	5 番、金剛
推進委員	金剛担当の石田です。申請番号 5 番について説明いたします。2 9 日、内田農業委員と西田委員と現地調査を行いました。申請地は、宅地として購入され使用されていましたが、地目が農地であることがわかり、今回の申請となりました。場所は、国道 3 号線から〇〇〇メートル以内の位置にあり、集落内の畑地であり、寄贈の宅地と接続した農地となっています。東側に主屋、西側には畑、南の方向には村の川が流れている状況です。ご審議方お願いいたします。
議長	以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。 (質問、意見なし) 異議がなければ挙手をお願いします。

	(全員挙手) 挙手全員ということで認めることと致します。よって申請を許可いたします。 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、議案書5ページから8ページのとおりに付議いたします。今月の申請は、所有権移転が10件、使用貸借権が2件の合計の12件で、内容につきましては、議案書記載のとおりであります。それでは、最初に農地転用許可の立地基準について説明いたします。 1番から、6ページ 5番までの案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。また、5番につきましては、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。6番の案件は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。7番から7ページの9番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。また、7番につきましては、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。10番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから許可は可能と判断しました。8ページをお願いします。11番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。12番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから許可は可能と判断しました。 次に、一般基準について説明いたします。農地転用の確実性や周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないこと、などから、すべての案件が、許可は可能と判断いたしました。 それでは、ご審議方よろしく願いいたします。
議長	ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。 1番、八千把。
推進委員	八千把地区担当の中面です。申請番号1番から5番について説明します。1番、申請地は上野町の〇〇〇〇より東へ△△△メートルいったところで、周りが住宅地で、現況は荒地状態の農地で、ここに貸家3棟を建築したいといった申請になります。何ら問題はないと思います。2番、申請地は古閑中町の区画整理区域内の〇〇〇〇〇〇の東側にあたり、現況、事務所1棟と倉庫1棟が建築されており、今回の申請は、個人から法人への所有権移転の申請になります。何ら問題ないと思います。3番、申請地は古閑中町の区画整理区域内の〇〇〇〇〇〇店より東へ△△△メートルいったところで、周りが住宅地で、現況、造成済みの農地で、ここに個人住

推進委員

んと現地の確認を行ないました。申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇の横にある〇〇会社の裏手、東側にあり、現況水田に、この会社の駐車場を増設されるものです。周り東側、水路をはさみ畑、西側会社、南側道路、北側水田で、駐車場の雨水なども現地説明を、地権者、耕作者に行われていて、担当者として何ら問題ないと思われま
す。ご審議方よろしく願いいたします。

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることと致します。よって申請を許可致します。

次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案 第4号 農用地利用集積等促進計画について 議案書9ページから34ページのとおりに付議いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対して、農用地利用集積等促進計画を作成することを要請するというものです。今回の案件は、賃貸借は、一括契約が34件、再配分が3件、所有権移転は、機構買入が5件、機構売渡が5件です。受け人・農地につきましては、議案書記載のとおりです。また、申請のあった案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定されている農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事を満たしていると判断されます。なお、所有権の移転を受ける者につきましては、農業を担う者に位置付け済み又は位置づけ予定であることから、地域計画の達成に資することとなると考えます。なお、この基盤強化法及び中間管理法による、農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる、優遇措置が取れますので、農地として、売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますよう、お願いいたします。来月の熊本県農業公社との農地の所有権移転は、15月9日(金曜日)に実施いたします。関係する地区は高植本町、揚町、千丁町太牟田、鏡町貝洲です。地区の委員さんにおかれましては、ご出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。議案第4号の説明につきましては、以上です。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

質問がなければ、これは農用地利用集積等促進計画でございますので、原案どおり決定することと致します。

議案第5号 非農地証明願について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第5号非農地証明願について、議案書 35ページのとおり付議します。今月の申請は1件で、その内容は議案書記載のとおりです。申請地は、以前より山林として利用していましたが、今般、地目が田であることが判明しました。現地は、山林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当し、3月10日に、坂本地区農業委員及び農地利用最適化推進委員による現地調査を行った結果、非農地と判断しているところです。

ご審議をお願いいたします。

議長

ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから、説明をお願いします。

1番、坂本。

推進委員

坂本地区担当の杉山です。申請番号1番につきまして説明いたします。先ほど事務局から説明がありましたとおり、3月10日に農業委員と農地利用最適化推進委員及び事務局職員で、現地調査を行った結果、現地は山林の様相を呈しており、非農地としても何ら問題ないと思われます。

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

挙手全員ということで認めることとし、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないため、証明書を交付することに決定いたします。

本日追加されました議案第6号農地利用最適化推進委員の辞職についてご審議いただきますが、人事案件であり、当事者であります森本農地利用最適化推進委員には、ご退席いただければと思います。

	(退席確認後) それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 6 号 追加いたしました議案書 3 6 ページをお願いします。農地利用最適化推進委員の龍峯地区の森本健さんより辞職願が提出されましたので、農業委員会等に関する法律第 2 3 条の規定により、推進委員の辞任について審議を求めるものです。以上、よろしくお願いいたします。
議長	本件については同意案件でありますので、質疑を省略し、採決したいと思います が、御異議ありませんか。 (異議なし) 異議がなければ、ただいまより採決いたします。辞任について同意される方は挙 手願います。 (全員挙手) 挙手全員ということで、辞任に同意することに決定しました。 ただいま農地利用最適化推進委員が 1 名欠員になりました。お諮りいたします。 この際、農地利用最適化推進委員の欠員の補充について、日程に追加し、直ちに議 題とさせていただきます。これに御異議ありませんか。 (異議なし) 異議がなければ、欠員の補充に関し、規制等があれば事務局より説明願います。
事務局	八代市農業委員会の農地利用最適化推進委員の推薦及び募集に関する規則により 進めることになります。規則第 9 条に、一の区域の推進委員の全員が欠員となった 場合は、この規則に定める手続に基づき、速やかに推進委員の補充に努めなければ ならないと定められています。森本委員の龍峯区域は、1 区域 1 人推進委員となり ますので、第 9 条により推進委員の補充が必要となります。御審議のほどよろしく お願いいたします。
議長	ただいまの事務局の説明について、異議がありませんか。 (異議なし) 質疑がないようですので、お諮りします。農地利用最適化推進委員の欠員の補充 については、規則に従い補充することとし、その手続については事務局が行うこと で御異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしと認め、農地利用最適化推進委員の欠員の補充については、規則に従い 補充することとし、その手続については事務局が行うということにいたします。

本日、予定の議案はすべて終了しました。 今月は、農地法第5条許可不要転用届、農地法第18条第6項の規定による合意解約届、農地法第4条及び第5条の返戻届がありましたので、報告します。

これを持ちまして、4月の八代市農業委員会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和7年4月30日

八代市農業委員会 会長

八代市農業委員会 委員

八代市農業委員会 委員